

持ってうれしい 使って便利
繰り返し使える共通プリペイドカード

電子マネーカードが

誕生しました

小銭
いらずで
とっても
便利♪

レジ精算が
とっても早くて
スムーズ♪

チャージで
おトクな
プレミアム
サービス♪



グッディ



ぜにや

共通
プリペイド
カード

ジー
GZカード

グッディぜにや共通プリペイドカード
GZカードのご案内



グッディ



ぜにや

共通
プリペイド
カード

GZ^{ジー}カードって何？

お買物に使う現金を事前にGZカードに入金(チャージ)しておくことで、レジで現金を出さずにGZカードを渡すだけでお支払いすることができます。

即時
発行

会員登録
不要

カード代
管理費等
無料

現金入金 (チャージ)

店内にある入金機(チャージ機)でカードに入金して下さい。

- ・入金は1,000円単位です。
- ・1回のチャージ額上限は49,000円です。
- ・カードは何度でも繰り返し使えます。
- ・カードには最大90,000円まで入金できます。
- ・一度入金したお金は返金・換金出来ません。



GZカード専用入金機
(チャージ機)

お支払い

レジ係員へ「GZ(ジー)カードで支払います」とお申し出頂き、GZカードをお渡し下さい。



残高照会の方法

GZカードでお支払い後にお渡しするレシートに記載しております。

その他、店内の入金機(チャージ機)での確認や、お手持ちのケータイ・スマホからコチラのQRコードを読み取り、カード裏面のカード番号とPIN番号を入力することでも確認出来ます。



ジー GZカード Q & A

よくあるご質問

Q.1

有効期限はありますか？

A. 最終入金(チャージ)日または最終利用日から5年です。

Q.2

GZカードの使えるお店は？

A. グッディとぜにやの全店にて共通でご利用いただけます。

Q.3

紛失・盗難の場合はどうなりますか？

A. GZカードはお財布と同じです。入金(チャージ)された金額は保証できませんので、大切にご利用下さいませ。

Q.4

磁気不良・破損した場合は？

A. 店舗係員にお申し出ください。新しいGZカードに入金(チャージ)残高を移行しますのでご安心ください。

ご利用時のご注意

- ・GZカードで各種商品券のご購入、別のGZカードの入金(チャージ)は出来ません。
- ・入金(チャージ)残高のご返金・換金は出来ません。
- ・複数枚のGZカードの残高を合算することは出来ません。
- ・システム障害・メンテナンス等により、GZカードのご利用ができない場合があります。
- ・割れたり折れ曲がったカードは入金(チャージ)機に挿入なさないで下さい。故障の原因となります。

グッディ・ぜにや共通プリペイドカード GZカードに関するお問い合わせ

グッディ玉城 本部 TEL 0596-58-0016

ぜにや 店舗支援室 TEL 059-268-5454

■GZカード発行元:株式会社 玉城 〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田橋上4872

第1条（目的）

本規約は、株式会社玉城（以下「当社」という）が発行するGZカードに付帯する電子マネーサービス（以下「GZマネーサービス」という）のご利用について規定するもので、GZカードの利用者（以下「お客様」という）は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) GZマネーとは、当社が発行し、電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) GZマネーサービスとは、お客様がGZカード利用店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部、または一部の支払いとして、当社所定の方法によりGZカードにチャージされた電子マネーを利用することで、GZカード利用店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) GZマネー機能とは、GZマネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) GZカードとは、お客様がGZ電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているGZマークを付したカードをいいます。
- (5) お客様とは、本規約を承認の上、該当GZカードを利用される方をいいます。
- (6) チャージとは、第4条に定める方法により、お客様がGZカードにGZマネーを加算することをいいます。
- (7) GZマネー残高とは、お客様が利用可能なGZマネーの金額をいいます。

第3条（チャージ）

お客様は、GZマークの掲示された当社所定の場所・方法にて、GZカードに1,000円以上1,000円単位、1回当たり49,000円までチャージすることができ、1枚のGZカードに対して、90,000円まで繰り返しチャージできるものとします。

また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは当社のキャンペーン等でおお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは1枚のGZカードに対して10,000円以下と致します。1枚のGZカードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め100,000円です。

第4条（GZマネーサービスの利用）

- (1) お客様はGZカード利用店でGZマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・その他GZカード利用店が別途定める一部商品について、利用が制限される場合があります。
- (2) お客様がGZカード利用店でGZマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、GZマネー残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) お客様はGZカード利用店において、商品等の購入または提供を受ける場合、GZカード利用店の定める方法により、現金その他の支払方法とGZマネーを併用することができるものとします。GZマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額をGZカード利用店が定める方法により、支払うものとします。
- (4) お客様がGZカード利用店において商品等の購入、または提供を受ける場合に、利用できるGZカードの枚数は1枚に限りです。
- (5) お客様はGZマネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるGZマネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、お客様は当該GZマネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第5条（GZマネー残高）

GZマネー残高は、GZマネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。電話料金、及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第6条（GZマネーの有効期限・利用資格喪失後の残高取扱）

- (1) お客様は最後にGZマネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から5年後をもって自動的にGZカードの利用が出来なくなります。また、GZカードは残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。
- (2) 最後にGZマネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。電話料金、及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第7条（GZマネーの合算）

お客様は当社が認めた場合を除き、GZマネーを他のGZカードに移行することはできないものとします。

第8条（GZマネーサービスの利用ができない場合）

お客様は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、GZマネーサービスを利用すること、ならびにGZマネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) GZカード利用店においてGZマネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部、または一部を休止する場合。
- (2) GZカードの破損、またはGZカード利用店の機器の故障、停電、その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第9条（換金等不可）

第15条の場合を除きGZマネーの換金、または現金の払戻しはできないものとします。

第10条（GZカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

当社が認めてGZカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたGZマネー残高は再発行されたGZカードに引き継がれるものとします。この場合、お客様に第3条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

第11条（GZカードの紛失・盗難等）

GZカードの紛失、盗難、その他の事由によりGZマネー未使用残高が紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意、または重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

第12条（不正使用等の禁止）

お客様はGZカードの偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また、お客様が本規約に違反したとき、当社は当該お客様に対しGZマネーサービスを終了できるものとし、その際GZマネー残高は無効となり、残高の払い戻しはいたしません。

第13条（当社との紛議）

- (1) お客様がGZマネーサービスを利用して購入、または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、お客様とGZカード利用店との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、お客様はGZカード利用店に対し、GZ電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第14条（規約の変更）

- (1) 当社は、当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、GZマネーサービスを利用した商品等の購入、GZマネー残高の照会をした場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、お客様がGZカードを使用することなく1ヵ月が経過した場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第15条（GZマネーサービスの終了）

- (1) 当社は、次のいずれかの場合にはお客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、GZサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他、当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、GZマネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第16条（制限責任）

第8条に定める理由、およびその他の理由により、お客様がGZマネーサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意、または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第17条（業務委託）

当社は本規約に基づくGZマネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

お客様は本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【GZマネー機能付きGZカードに付されるGZマーク】



【ご相談窓口】

GZカードに関するお問合せ、ご相談等は、下記までご連絡ください。

グッディ玉城 本部 TEL0596-58-0016 ぜにや店舗支援室 TEL059-268-5454 (10時~18時まで)